

消費者庁における政策評価に関する基本計画

〔平成 30 年 3 月 12 日
消費者庁長官決定〕

最終改正 令和 4 年 3 月 29 日

消費者庁における政策評価に関する基本計画（以下「基本計画」という。）は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成 13 年法律第 86 号。以下「評価法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、「政策評価に関する基本方針」（平成 17 年 12 月 16 日閣議決定。以下「基本方針」という。）を踏まえ、消費者庁における政策評価の実施に関する基本的な方針及び体制等について定めるものである。

平成 13 年 1 月の中央省庁等改革と同時期に導入された政策評価制度は、政策の効果等に関し、科学的な知見を活用しつつ合理的な手法により測定又は分析し、一定の尺度に照らして客観的な判断を行うことにより、政策の企画立案やそれに基づく実施を的確に行うことに資するものである。また、国民に対する説明責任を果たすために情報を提供するものとして位置付けられている。消費者庁においても、政策評価制度の趣旨を踏まえ、評価法、基本方針及び本基本計画に基づき、政策評価を実施する¹。

1. 計画期間

平成 30 年（2018 年）4 月 1 日から令和 5 年（2023 年）3 月 31 日まで

2. 政策評価の実施に関する方針

消費者庁は、「消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）第二条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にのっとり、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けて、消費者の利益の擁護及び増進、商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保並びに消費生活に密接に関連する物資の品質に関する表示に関する事務を行うこと」を任務としている。当該任務を達成するために行う消費者庁の事務全般について政策評価を実施する。

政策評価の実施に当たっては、政策の特性等に応じて、基本方針に定める「事業評価方式」、「実績評価方式」及び「総合評価方式」の 3 つの方式のうち、適切な方

¹ なお、本基本計画における「政策」とは、「行政機関が、その任務又は所掌事務の範囲内において、一定の行政目的を実現するために企画及び立案をする行政上の一連の行為についての方針、方策その他これらに類するもの」（評価法第 2 条第 2 項）であり、以下で定義される「政策（狭義）」、「施策」及び「事務事業」の全てを指すものである。

「政策（狭義）」：特定の行政課題に対応するための「基本的な方針」の実現を目的とする行政活動の大きなまとまり。

「施策」：上記の「基本的な方針」に基づく具体的な方針の実現を目的とする行政活動のまとまりであり、「政策（狭義）」を実現するための「具体的な方針や対策」ととらえられるもの。

「事務事業」：上記の「具体的な方針や対策」を具現化するための個々の行政手段としての事務及び事業であり、行政活動の基礎的な単位となるもの。

式を用いるものとする。

3. 政策評価の観点に関する事項

政策評価の実施に当たっては、以下の観点を基本としつつ、評価の対象とする政策の特性に応じて適切な観点を選択し、総合的に評価する。また、国民の目から見て分かりやすい評価内容とすべき旨留意する。

① 必要性

政策効果からみて対象とする政策に係る行政目的が国民や社会のニーズ又はより上位の行政目的に照らして妥当性を有しているか、行政関与の在り方からみて当該政策を行政が担う必要があるかを明らかにする。

② 効率性

政策効果と当該政策に基づく活動の費用等との関係を明らかにする。

③ 有効性

得ようとする政策効果と当該政策に基づく活動によって実際に得られている、又は得られると見込まれる政策効果との関係を明らかにする。

④ 公平性

行政目的に照らして政策効果や費用の負担が公平に分配されているか、又は分配されるものとなっているか明らかにする。

⑤ 優先性

他の観点を踏まえて当該政策が他の政策よりも優先すべきかを明らかにする。

⑥ 関係課室間の連携

当該政策について、関係課室間における十分な連携が図られた上で実施されたものかを明らかにする。

⑦ 他の評価スキームとの連携

行政事業レビュー等の他の評価スキームとも密接な連携・補完を図り、これらと適切な役割分担の下で実施することによって、それぞれの機能を十分に発揮させていくこととする。

⑧ 政策評価結果の政策への反映

当該政策を実施するに当たり、過去に実施した政策評価で判明した課題への対応が十分図られているかを明らかにする。

4. 政策効果の把握に関する事項

政策効果の把握に当たっては、可能な限り具体的な指標・数値による定量的な評価手法を用いるよう努める。定量的な評価手法の適用が困難である場合等においては、定性的な評価手法を適用する。この場合においても、可能な限り、客観的な情報・データや事実を用いるものとする。

5. 事前評価の実施に関する事項

事前評価は、政策の決定に先立ち、当該政策に基づく活動によって得られると見込まれる政策効果を基礎としての確な政策の採択や実施の可否の検討に有用な情

報を提供する見地から行うものとする。

(1) 評価方式

事業評価方式を基本とする。

(2) 評価対象

予算要求を伴う新たな政策や新設される制度のうち、評価法第9条第1号（当該政策に基づく行政上の一連の行為の実施により国民生活若しくは社会経済に相当程度の影響を及ぼすこと又は当該政策がその実現を目指す効果を発揮することができることとなるまでに多額の費用を要することが見込まれること）の規定に該当すると考えられるものが対象となる。政策の単位は、「事務事業」レベルで捉えることが可能な政策が中心となる。

(3) 規制影響分析（R I A）

規制の新設等による影響の評価（以下「規制影響分析（R I A）」という。）を行う場合は、その方式及び対象について、上記（1）及び（2）にかかわらず、「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成19年8月24日 政策評価各府省連絡会議了承）等を踏まえ、施策所管課等（個別の施策を所管する課等をいう。以下同じ。）と協議の上、総務課が決定する。

(4) 実施の要領

事前評価（規制影響分析（R I A）を含む。以下同じ。）の対象となる施策については、施策所管課等と協議の上、総務課が決定する。施策所管課等は、予算要求や制度の新設・改廃の前に、「10. 政策評価の実施体制に関する事項」で定める実施体制の下、評価を行う。

6. 事後評価の実施に関する事項

事後評価は、政策の決定後において、政策効果を把握し、これを基礎として、政策の見直し・改善、新たな政策の企画立案及びその実施に反映させるための情報を提供する見地から行うものとする。

消費者庁においては、主要な行政目的に係る政策全般を事後評価の対象とする。

また、事前評価の実施が義務付けられている規制に係る政策については、事後評価を実施する。事後評価の実施時期については、原則として当該規制の見直し時期が到来する際とする。

(1) 評価方式

基本方針に定める「事業評価方式」、「実績評価方式」及び「総合評価方式」の3つの方式のいずれかによる。

(2) 評価対象

① 事業評価方式

事前評価を事業評価方式で実施した政策のうち事後の検証が必要と認められるものを対象とする。「事務事業」レベルで捉えることが可能な政策が中心となる。

② 実績評価方式

あらかじめ設定した目標について、その達成度合いを評価することが可能な

政策（狭義）及び成果重視事業を対象とする。

③ 総合評価方式

政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析することが必要と認められる政策（狭義）等を対象とする。

計画期間内に評価対象とする政策については、別表に掲げるものとする。ただし、所掌事務の追加等によって新たに評価が必要となった政策や時々の社会経済情勢に応じ評価が必要と考えられる政策などについては、別表にかかわらず評価を行うものとする。評価対象となる政策の評価方式等については、実施計画で定めるものとする。

(3) 実施の要領

総務課は、毎年度、評価法第7条第1項の規定に基づき、当該年度において事後評価の対象としようとする政策、評価方式等を記載した実施計画を定める。施策所管課等は、この実施計画に基づき、「10. 政策評価の実施体制に関する事項」で定める実施体制の下、評価を行う。

7. 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

政策評価の客観的かつ厳格な実施を確保するために、政策の特性に応じて学識経験を有する者の知見の活用を図る。施策所管課等は、その所掌する政策の特性を踏まえ、必要に応じ、①学識経験を有する者からの個別の意見聴取、②学識経験を有する者によって構成される研究会等の開催、③外部研究機関等の活用、④消費者委員会等を始めとした審議会等の活用等を行うものとする。

8. 政策評価の結果の政策への反映、活用に関する事項

施策所管課等は、政策の企画立案（予算要求（機構・定員要求を含む。）、法令等による制度の新設・改廃、各種中長期計画の策定等）及びそれに基づく政策の実施における重要な情報として、政策評価の結果を活用し、当該政策に適時適切に反映させるものとする。特に、政策評価の結果と行政事業レビュー等の他の評価スキームの結果が、双方向に活用され、政策評価が無駄の削減に資するように努める。政策評価の結果の政策への反映に関する具体的な役割分担は以下に定めるものとする。

- ① 施策所管課等は、政策の企画立案に当たって政策評価の結果を適切に反映する。
- ② 総務課は、政策評価の結果の反映、活用について、当該施策所管課等に対し、必要に応じ、意見を述べる。また、予算要求や行政事業レビュー等の審査に際し、政策評価の結果を重要な情報として活用する。
- ③ 施策所管課等は、当該政策への反映状況を総務課に報告する。総務課は、報告を受け、政策評価の結果の政策への反映状況を取りまとめる。

9. 政策評価に関する情報の公表に関する事項

総務課は、決定された基本計画・実施計画、取りまとめた評価書等・反映状況について、速やかに公表するものとする。公表に当たっては、ウェブサイトへの掲載、

窓口での配布及び報道機関への配布等国民にとって容易に入手できる方法で、かつ、分かりやすい方法で行うものとする。

10. 政策評価の実施体制に関する事項

政策評価の実施に当たっては、総務課及び施策所管課等が、相互に連携を図りながら、以下のような役割分担で行うものとする。

① 総務課の役割

ア 基本計画、実施計画の策定等政策評価に関する基本的事項の企画立案

イ 評価書等の案の審査²、取りまとめ（評価対象となる施策が課室間をまたがる場合には、相互に連携を図り、評価を取りまとめ）

ウ ア及びイに掲げるもののほか政策評価の総括

② 所管する政策に関する施策所管課等の役割

ア 政策評価の実施

イ 評価書等の案の作成

11. その他政策評価の実施に関し必要な事項

(1) 評価手法等の改善について

消費者庁の所掌事務については、評価手法等が十分に確立していない分野もあることから、今後、総務課を中心に、評価手法等の調査研究を進めるとともに、政策評価を担当する人材の養成のための研修、その他必要な方策を講じることにより、評価手法等の改善を図っていくものとする。また、国民から寄せられた意見・要望についても、評価手法等の改善に積極的に活用するものとする。

(2) 外部からの意見・要望の受付について

政策評価に関する外部からの意見・要望については、窓口を総務課とし、文書やウェブサイトにより受け付けるものとする。

(3) 本基本計画の改定

本基本計画は、計画期間内であっても、必要に応じ、改定を行う。

附 則（令和3年消費者庁訓令第7号）

この訓令は、令和3年7月1日から施行する。

附 則（令和4年3月29日消総総第113号）

この決定は、令和4年4月1日から施行する。

² 総務課は、評価の客観性、評価手法の適正性、評価内容の妥当性、国民に分かりやすいものとなっているか、消費者庁における施策相互の整合性・連携がとれているかなどの観点から、審査する。その過程で、必要に応じ、総務課は、施策所管課等に対し、説明を求め、意見を述べるものとする。

(別表)

消費者庁政策評価体系（事後評価の対象となる政策）

政策分野	政策	施策	担当課等
消費者政策の推進	消費者政策の推進	(1) 消費者政策の企画・立案・推進及び調整	消費者政策課
		(2) 消費生活に関する制度の企画・立案・推進	消費者制度課
		(3) 消費者に対する教育・普及啓発の企画・立案・推進	消費者教育推進課
		(4) 地方消費者行政の推進	地方協力課
		(5) 消費者の安全確保のための施策の推進	消費者安全課
		(6) 消費者取引対策の推進	取引対策課
		(7) 消費者表示対策の推進	表示対策課
		(8) 食品表示の企画・立案・推進	食品表示企画課
		(9) 消費者政策の推進に関する調査研究・国際連携	参事官（調査研究・国際担当）
		(10) 事業者との協働に関する企画・立案・推進	参事官（公益通報・協働担当）